

## 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

### 【1 子供の生きる力\*を育む環境の整備】

- 都独自の学力調査や授業改善の一層の推進により、基礎的・基本的な事項の確実な定着や思考力・表現力等の育成を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。
- 総合的な子供の「基礎体力向上方策（第3次推進計画）」策定を見据えた児童・生徒の一層の体力向上を推進します。
- 東京都道徳教育教材集や「私たちの道徳」の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 使える英語力、豊かな国際感覚、日本人としての自覚や誇りをもち、国際社会で活躍するグローバル人材を育成するための教育環境を整備していきます。
- 私立学校に在学する児童・生徒数は、高校では約6割、幼稚園や専修学校では9割以上を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。

### 【2 次代を担う人づくりの推進】

- 区市町村と連携し、非行少年の立ち直り支援を推進します。また、ひきこもりに関する訪問相談等の支援プログラムを通じ、若者の自立を支援します。
- 未来を担う子供や青少年が東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。
- 低所得世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。
- 子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職

業観を育成する取組を推進していきます。

- 不登校や高校中途退学に関し、実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。
- 若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

### 【3 放課後の居場所づくり】

- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、新基準を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保し、いわゆる待機児童を解消できるよう支援します。また、放課後児童支援員の適切な配置に向け、研修を実施します。
- 放課後子供教室を全小学校区で実施するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。

\*生きる力：「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」参照

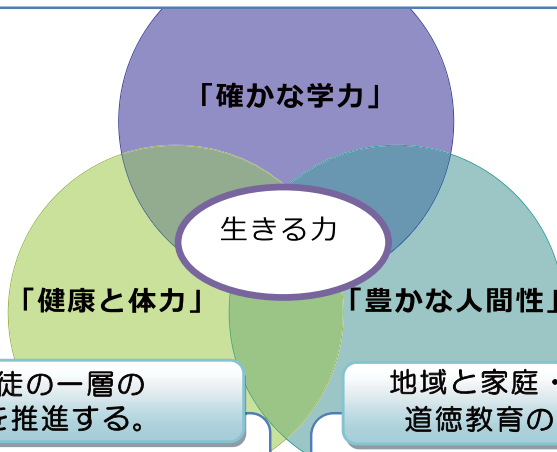


### 目標3【1 子供の生きる力を育む環境の整備】

変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。

#### 児童・生徒一人ひとりの学力向上を図る。

- 都独自の学力調査の結果を踏まえた授業改善や習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導を推進する。
- 理数教育の推進により科学技術分野への関心を高め、学力の向上を図る。



#### 児童・生徒の一層の体力向上を推進する。

- 「一校一取組」運動や脳と体を調整するコーディネーショントレーニングの全校実施、中学校「東京駅伝」大会を開催する。
- スポーツを楽しむ地域の環境を醸造する。

#### 地域と家庭・学校が連携した道徳教育の取組を推進する。

- 東京都道徳教育教材集等の活用及び道徳授業地区公開講座の充実・推進
- 伝統文化や自然体験等により親子の触れ合いを促進する。
- 奉仕体験の実施により規範意識や公共心を身に付ける。

〈2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けての取組〉

オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などに果たしてきた役割などをより深く理解し、国際社会の平和と発展に貢献できる人材の育成のため、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

#### 教育環境の整備

- 外国人英語指導者等の配置
- 「英語村（仮称）」の設置

- いじめ総合対策
- いじめ相談ホットライン

- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの活用
- アドバイザリースタッフの派遣

- 学校と家庭の連携推進

- ICT環境の整備

- 私立学校への助成

### 目標3 【2 次代を担う人づくりの推進】

次代を担う子供たちが、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや実際に自立するための支援を進めます。

#### ■ 芸術・文化を通じた子供の育成

舞台芸術や伝統芸能等に触れ、体験することにより、子供たちの文化を生み出す心を育み、創造的な才能を育成します。

- ・子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- ・芸術文化を通じた子供たちの育成

#### ■ ひきこもり・非行少年対策

区市町村との連携による非行少年の立ち直り支援や、ひきこもりに関する訪問相談等の支援プログラムを通じ、子供たちの自立を支援します。

- ・ひきこもり等社会参加支援事業
- ・非行少年の立ち直り支援事業

#### ■ 勤労観・職業観の育成

高校生の勤労観・職業観を育成するために、関係機関との連携等によりインターンシップの充実・拡大を図ります。

- ・勤労観・職業観育成推進プラン

#### ■ 若年者への就業支援

若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

- ・若年者の雇用就業支援事業
- ・若年者能力開発訓練

#### ■ 不登校・中途退学対策

不登校や高校中途退学に関する調査・研究を実施し、区市町村や関係機関等との連携により未然防止策や子供の社会的自立に向けた取り組みを推進していきます。

- ・不登校・中途退学対策事業
- ・都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業

#### ■ 低所得者世帯への学習支援

低所得者世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況にかかわらず、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

- ・生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業

次代を担う子供たちの社会的自立

## 目標3 【3 放課後の居場所づくり】

子供たちの放課後の安全・安心な居場所が確保できるよう、学童クラブ事業と放課後子供教室を確実に実施・運営する区市町村を支援するとともに、これを支える人材の育成を図ります。

### 学童クラブ

◆ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後に遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る《27年度より子ども・子育て支援新制度に位置付け》

◎ 平成31年度末までに登録児童数12,000人増

《従うべき基準》

・ 放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置（1人を除き補助員で代替可）

《参酌すべき基準》

・ 授業休業日は1日8時間以上・それ以外の日は1日3時間以上開所

・ 児童1人につき概ね1.65㎡以上確保

・ ひとつの支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下

◆ 開所時間延長等のニーズに応えるため、都型学童クラブ事業を実施

### 放課後子供教室

◆ すべての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して安全・安心な子供の居場所を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ等の活動を行うことにより、地域社会で健やかに育まれる環境づくりを推進する

◎ 平成31年度までに全小学校区で実施

### 放課後子ども総合プラン

両事業を、一体的に  
又は連携して実施

それぞれの事業に適切な人材の確保・育成を図るとともに、連携して事業に取り組めるよう、研修を実施

塾・習い事

スポーツクラブ

民間類似事業

ファミリーサポートセンター事業

親族宅

など他にも様々な居場所

- ・ 東京都放課後子供教室スタッフ等研修（教育庁主催：学童クラブ従事者も参加）の開催
- ・ 推進委員会において、両事業の連携方法等について検討

### 放課後児童支援員認定資格研修

◆ 放課後児童支援員として学童クラブに従事しようとする職員が、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技術を習得し、有資格者となるために、都道府県が実施（平成27年度～）

### 人材の確保・育成

### 《目標3 施策の体系》

#### (1) 子供の生きる力を育む環境の整備

- 「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施
- 地域スポーツクラブの設立・育成支援事業
- 子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大
- 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進
- オリンピック・パラリンピック教育の推進
- スポーツ特別強化校の指定
- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施
- 都立高校学力スタンダードに基づく指導
- 都立専門高校技能スタンダードの実施
- 理数教育の推進
- 学校教育におけるICT環境整備の促進
- 道徳教育の推進
- スクールサポーター制度
- 親子ふれあい教室
- 奉仕体験活動の充実
- 思春期に係る相談、研修の実施
- HIV／エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施
- エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布
- 未成年者の喫煙防止対策
- 生涯を通じた女性の健康支援事業(再掲)
- 地域における「こころの東京革命」の推進
- 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
- 東京都教育の日の設定による地域の協働の推進
- 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>(再掲)
- 私立学校への助成
- 学校と家庭の連携推進事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- いじめ総合対策
- スクールカウンセラー活用事業
- アドバイザリースタッフ派遣事業
- 東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン
- 子供の読書活動の推進(再掲)
- 防災教育の推進
- JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置
- 海外留学支援事業
- 都立国際高校での国際バカロレアコースの開設
- 「英語村(仮称)」の設置
- 東京グローバル・ユース・キャンプ

#### (2) 次代を担う人づくりの推進

- 子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- 芸術文化を通じた子供たちの育成
- 中学生の職場体験
- 都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会(仮称)」の実施
- 勤労観・職業観育成推進プラン
- 高等学校「家庭」における保育体験活動の充実
- 不登校・中途退学対策事業
- 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業
- ひきこもり等社会参加支援事業
- 地域におけるひきこもり等対策推進事業
- 若者の非社会的行動に係る対策事業
- 非行少年の立ち直り支援事業
- 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援
- 受験生チャレンジ支援貸付事業
- 被保護者自立促進事業
- 若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業)
- 若年者能力開発訓練

#### (3) 放課後の居場所づくり

- 学童クラブ運営費補助事業
- 学童クラブの設置促進
- 児童館等整備費補助
- 放課後児童支援員認定資格研修
- 放課後子供教室

## 第3章

## 子供・子育て支援施策の具体的な展開

## 目標3「子供の成長段階に応じた支援の充実」の事業一覧

### (1) 子供の生きる力を育む環境の整備

86	「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施	教育庁
<p>郷土や国に対する愛着や誇りを持ち、国際社会で信頼される日本人を育てる教育の充実を図るため、次の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立高校において、都独自の教科・科目「日本の伝統・文化」を設定</li> <li>○ 日本の伝統・文化理解教育推進委員会を通じた学校の取組の充実</li> <li>○ 「日本の伝統・文化理解教育」に係る外部人材の活用支援</li> </ul>		
87	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	オリンピック・パラリンピック準備局
<p>子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。</p> <p>■事業目標（32年度） 全区市町村で設置</p>		
88	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	オリンピック・パラリンピック準備局
<p>子育て世代のスポーツ参加の促進並びに親子等でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的として、自ら企画・運営を行う都内の地域スポーツクラブの普及拡大を図る。</p> <p>■事業目標（32年度） 全クラブで実施</p>		
89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁
<p>「子供の体力向上推進本部」の設置により、社会総がかりで行う子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。</p> <p>具体的には、「一校一取組」運動や脳と体を調整するコーディネーショントレーニングの全校実施、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図る。</p> <p>■事業目標 平成31年度に昭和50年代の水準まで向上</p>		
90	オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育庁生活文化局
<p>オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定（公立学校）</li> <li>○ オリンピアン・パラリンピアン为学校派遣</li> <li>○ オリンピック・パラリンピック学習読本の制作</li> </ul>		
91	スポーツ特別強化校の指定	教育庁
<p>都立高校の部活動強化を通じ、他の生徒への運動に対する興味を喚起し、スポーツの裾野拡大や体力・運動能力の向上、心身の健全育成を図る。</p>		

92	「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁
<p>児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領の目標・内容の実現状況及び読み解く力の定着状況を把握するため、小学校第5学年の児童及び中学校第2学年の生徒を対象に、国語、社会、算数・数学、理科、英語(中学校のみ)の調査を悉皆で実施する。</li> <li>○ 学力調査の結果を分析し、授業改善のポイントを示した報告書を作成し、各学校に配布するとともに、教員向け及び保護者向けのリーフレットをそれぞれ作成し、配布する。</li> <li>○ 学力調査の結果に基づき、学力に課題がみられる学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。</li> <li>○ 基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を図り、基礎的・基本的な事項の定着を図る。</li> <li>○ 「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進する。</li> </ul>		
93	都立高校学カスタンダードに基づく指導	教育庁
<p>具体的な学習目標を明示した「都立高校学カスタンダード」を参考に、都立高校が自校の学カスタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。</p>		
94	都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁
<p>専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。</p>		
95	理数教育の推進	教育庁
<p>科学の専門家から直接指導を受ける「ジュニア科学塾」の実施、理数イノベーション校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。</p>		
96	学校教育におけるICT環境整備の促進	教育庁 生活文化局
<p>学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め学力を向上させるとともに情報活用能力を育成する。</p>		
97	道徳教育の推進	教育庁
<p>東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、心の在り方について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。</p>		
98	スクールサポーター制度	警視庁
<p>児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。</p>		
99	親子ふれあい教室	教育庁
<p>感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催する。</p>		



100	奉仕体験活動の充実	教育庁
生徒が、奉仕体験を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、都立高校全校で、奉仕体験活動を推進している。		
101	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局
ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催		
102	HIV／エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	福祉保健局
都民のHIV／エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。		
103	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布	教育庁
都立中学校、都立中等教育学校、都立高校、都立特別支援学校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進する。		
104	未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局 教育庁
未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 ○ 中学生用リーフレット等の作成・配布やホームページ等による普及啓発 ○ 小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募		
再掲	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
(*NO.2参照)		
105	地域における「こころの東京革命」の推進	青少年・治安対策本部
親が子供への「しつけ」を普通にしながら子供の規範意識を育ていけるよう、都内区市町村が開催する子育て関連講座に、民間事業者と連携して多様な指導員を派遣する。		
106	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁
地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協力する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。		
107	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁
都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。		
再掲	子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
(*NO.39参照)		

108	私立学校への助成	生活文化局
<p>私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。</p> <p>私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助する。</p>		
109	学校と家庭の連携推進事業	教育庁
<p>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。</p>		
110	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁
<p>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。</p>		
111	いじめ総合対策	教育庁
<p>平成26年7月策定の「いじめ総合対策」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策」に示す取組を確実に実施していく。</p>		
112	スクールカウンセラー活用事業	教育庁
<p>いじめや不登校等の未然防止、改善、解決及び学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。</p>		
113	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁
<p>専門家アドバイザースタッフ（臨床心理士等）や学生アドバイザースタッフを学校に派遣し、不登校や集団不適応の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。</p>		
114	東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン	教育庁
<p>いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。</p>		
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁
<p>(*NO.58参照)</p>		
115	防災教育の推進	教育庁 生活文化局
<p>「防災ノート」（仮称）の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。</p> <p>また、私立学校においては、「防災ノート」（仮称）の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。</p>		

116	JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁 生活文化局
<p>JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人から200人に拡大し、すべての都立高校に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。 生徒がネイティブから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。</p>		
117	海外留学支援事業	教育庁 生活文化局
<p>都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により、様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で、海外留学を経験させる。 また私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。</p>		
118	都立国際高校での国際バカロレアコースの開設	教育庁
<p>都立高校卒業後に、様々な国や地域から学生が集まる世界の大学に進学し、多様な価値観を持つ学生と切磋琢磨できるよう教育環境を整備するため、都立国際高校において、海外の大学への進学資格を取得できる国際バカロレアの認定を取得する。</p>		
119	「英語村（仮称）」の設置	教育庁
<p>「英語村（仮称）」の設置に向けて、調査・研究を行う。英語しか使用できない環境での体験学習を通して小中高校生の「使える英語力」の育成や国際理解教育の推進等を図る。</p>		
120	東京グローバル・ユース・キャンプ	教育庁
<p>独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）と連携した都立高校生対象の体験研修を実施し、JICA訓練所における宿泊研修等を通じて、「国際社会の一員としての自覚」や「社会に貢献する意欲と主体的に行動する力」をもつ人材の育成を図る。</p>		

## (2) 次代を担う人づくりの推進

121	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム	生活文化局
<p>子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。</p>		
122	芸術文化を通じた子供たちの育成	生活文化局
<p>子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。</p>		
123	中学生の職場体験	青少年・ 治安対策本部 教育庁
<p>中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。</p>		
124	都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」の実施	教育庁
<p>教科「奉仕」に道徳教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会（仮称）」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識や社会貢献意識等を向上させる。</p>		

125	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁
<p>高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。</p>		
126	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁
<p>都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。</p>		
127	不登校・中途退学対策事業	教育庁
<p>不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。</p>		
128	都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁
<p>都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。</p>		
129	ひきこもり等社会参加支援事業	青少年・治安対策本部
<p>ひきこもりで悩んでいる若者やそのご家族、友人等を対象とした電話相談や電子メール相談、訪問による相談等を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施している。</p>		
130	地域におけるひきこもり等対策推進事業	青少年・治安対策本部
<p>ひきこもり等の若者やそのご家族から相談を受け付ける体制を整備する区市町村に対して、費用の一部を補助するほか、区市町村職員向け研修会や情報交換会を行い、住民に身近な地域での相談体制の整備を推進する。</p>		
131	若者の非社会的行動に係る対策事業	青少年・治安対策本部
<p>主に18歳以上の若者を対象とした電話や電子メール等による総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、悩みや不安の解消を図る。</p>		
132	非行少年の立ち直り支援事業	青少年・治安対策本部
<p>非行少年の立ち直りを支援するため、相談対応、就学・就労等に向けた支援施設（ぴあすぽ）の運営や地域で立ち直りを支援する機運を醸成するイベントの開催等を行う。</p>		
133	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
<p>生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組みにより、都内全域での支援体制を整備していく。</p>		
134	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
<p>学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援する。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除される。</p>		

135	被保護者自立促進事業	福祉保健局
<p>小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給する。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行う。</p>		
136	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業）	産業労働局
<p>進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。</p>		
137	若年者能力開発訓練	産業労働局
<p>25歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 また、新たに、訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を展開していく。</p>		

### (3) 放課後の居場所づくり

138	学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局
<p>就業などにより、保護者が居間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していく。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等有資格者の配置を基本とし、学童クラブのサービス向上を図る。</p> <p>■事業目標（31年度末（32年5月）） 登録児童数 12,000人増</p>		
139	学童クラブの設置促進	福祉保健局
<p>既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。</p>		
140	児童館等整備費補助	福祉保健局
<p>児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。</p>		
141	放課後児童支援員認定資格研修	福祉保健局
<p>学童クラブ事業に従事しようとする者が、放課後児童支援員として必要な知識や技能を習得できるよう研修を実施する。</p>		
142	放課後子供教室	教育庁
<p>すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p> <p>■事業目標（31年度） 全小学校区に設置</p>		

## コラム④

### 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携（中野区）

～学童クラブとキッズ・プラザの運営～

#### ○ キッズ・プラザ事業

中野区のキッズ・プラザ事業は、小学生が広い校庭や体育館を活用してのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子供たちの安全安心な遊び場」として、小学校内で実施しています。

2006年、キッズ・プラザと遊び場開放事業の統合による子供たちの放課後対策事業を放課後子どもプランに位置付け、塔山小学校に第1号のキッズ・プラザ塔山を開設して以来、2014年までに8小学校で展開しています。

〔2013年度実績 8か所 2193日実施〕



▲キッズ・プラザでのびのび集団遊び

#### ○ キッズ・プラザの利用

キッズ・プラザの利用は登録制で、中野区内に住むか、区内の学校に在籍している小学生は登録ができます。利用証で入退室のチェックをしています。下校時にランドセルを背負ったまま利用することも、一旦帰宅してから利用することもできます。

利用料は無料です。

#### ○ 学童クラブは小学校内でキッズ・プラザと併設

すべての小学校区に区立学童クラブを設置し、多くは児童館内に併設されていますが、児童館のキッズ・プラザへの移行計画に伴い、小学校内に移転していきます。

学童クラブ在籍のお子さんは、おやつや昼食を食べたり、帰りの会などの独自の活動は専用の学童クラブ室で過ごしますが、他の時間帯は校庭や体育館で自由に遊んだり、キッズ・プラザで実施する活動には一緒に参加しています。



▲キッズ・プラザで縁日を実施しました

#### ○ 今後の展開

すべての小学校にキッズ・プラザを整備していきます。また、キッズ・プラザと学童クラブの運営は、一体的に民間事業者へ委託し、民間活力による多様な活動の展開を目指します。

放課後子ども教室として、地域の方々の協力を得てプログラムを充実し、今後は高学年児童にとって魅力ある活動の展開が課題です。学童クラブと一体的に実施するキッズ・プラザをすべての小学生が安全で充実した放課後を過ごすことができる場としていきます。